

令和5年度第2回さいたま市農業委員会定期総会議事録

日 時：令和5年5月1日（水）8時35分

場 所：ときわ会館5階 大ホール

1 開 会	<p>〔経済局農業政策部農業政策課 渋沢課長より開会宣言〕</p> <p>本日の総会は、農業委員会委員任期満了による任命の後、最初に行われる総会でございますので、農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定に基づきまして、市長が招集しております。</p>
2 市 長 挨 拶	<p>清水市長挨拶。</p> <p>〔清水市長 退席〕</p>
3 農 業 委 員 紹 介	<p>農業政策課長より農業委員を紹介。</p>
4 事 務 局 職 員 紹 介	<p>農業委員会事務局 副理事兼事務局次長より事務局職員を紹介。</p>
5 臨 時 議 長 選 出 (農業政策課長)	<p>それでは、次に、「さいたま市農業委員会会議規則」第4条の規定により、会長が本総会の議長を務めることとなっておりますが、会長が互選されるまでの間、本総会を進行するための臨時議長を選出していただきたいと思っております。</p>
6 臨 時 議 長 選 出 (農業政策課長)	<p>臨時議長は、地方自治法第107条の規定に準じ、年長者の委員に臨時議長をお願いしたいと存じますが御異議ございませんか。</p>
7 臨 時 議 長 選 出 (臨時議長)	<p>〔「異議なし」と言う人あり〕</p> <p>異議なしとの声がありましたので、臨時議長は井原勇司委員にお願いいたします。</p> <p>井原委員よろしくお願いいたします。</p> <p>〔臨時議長 議長席へ〕</p>
8 臨 時 議 長 選 出 (臨時議長)	<p>ただ今御指名いただきました、井原でございます。</p> <p>皆様の御協力により、臨時議長を務めさせていただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。</p> <p>なお、以後の議事進行につきましては、農業委員会事務局の酒井副理事にお願いすることとし、市長部局職員は、ここで退席されます。どうも御苦勞様でした。</p>
9 臨 時 議 長 選 出 (臨時議長)	<p>〔矢口経済局長、下村経済局理事、都築農業政策部長、渋沢農業政策課長 退席〕</p>
6 総会成立の報告 (臨時議長)	<p>それでは、総会成立の報告をいたします。</p> <p>本日は、在任委員21名、全員出席いただいております。従いまして、「さいたま市農業委員会会議規則」第6条の規定による過半数を満たしており、本総会は、有効に成立しておりますことを御報告いたします。</p>
7 議 事 (事務局)	<p>なお、「総会の会議は、公開する」こととなっておりますが、本日、傍聴を希望される方はいらっしゃいますか。</p> <p>傍聴希望者は、ございません。</p>
7 議 事 (1) 仮議席の指定 (臨時議長)	<p>次に、議事（1）「仮議席の指定」でございます。</p> <p>仮議席は、ただ今御着席の議席を指定いたします。</p>

(2) 会長の互選	<p>次に、議事（２）「会長の互選」でございます。 事務局に説明を求めます。</p> <p>（事務局） 会長の互選につきまして、御説明申し上げます。 会長の互選につきましては、「さいたま市農業委員会規程」第２条により、「単記無記名投票」もしくは「指名推選」によるものと定められております。異議が無い場合は、指名推選の方法によることで、差し支えございません。説明は以上です。</p> <p>（臨時議長） 事務局の説明のとおり、互選には「単記無記名投票」と「指名推選」の２通りの方法がございますが、どちらの方法とするかお諮りいたします。 〔「指名推選」と言う人あり〕 「指名推選」との声がございましたが、これに御異議ございませんか。 〔「異議なし」と言う人あり〕</p> <p>（臨時議長） 異議なしとの声ございましたので、会長の互選につきましては、「指名推選」と決定いたします。 それでは、被指名人の推選をお願いいたします。 〔「西形知行委員」と言う人あり〕 西形知行委員との声ございましたが、西形委員を会長とすることに、御異議ございませんでしょうか。 〔「異議なし」と言う人あり〕</p> <p>（臨時議長） 異議なしとの声ございましたので、西形委員を、さいたま市農業委員会会長とすることと決定いたします。 会長が決定いたしましたので、これをもちまして、臨時議長の任を解かせていただきます。御協力ありがとうございました。 〔井原委員 仮議席へ〕</p> <p>（事務局） 井原委員、大変ありがとうございました。 それでは西形会長、就任の御挨拶と本定期総会の議長をお願いいたします。議長席へどうぞお願いいたします。 〔西形会長 議長席へ〕 西形会長就任挨拶。</p>
(3) 議席の指定 (西形議長)	<p>それでは、さいたま市農業委員会会議規則第４条によりまして、議長を務めさせていただきます。</p> <p>委員の皆様には、本定期総会が引き続きスムーズに進行できますよう御協力をお願い申し上げます。</p> <p>議事（３）「議席の指定」でございます。</p> <p>議席につきましては、「さいたま市農業委員会会議規則」第７条の規定により、あらかじめ「くじ」で定めることとされております。 「くじ」については、仮議席の順に引いていただくようお願いします。 〔西形議長 くじの番号が全てあることを確認〕</p> <p>（西形議長） ただ今、くじの番号がすべてあることを確認しました。これより事務局が委員の席に回りますので、お席にて順に、くじをお引きください。 〔全ての委員 順次くじを引く〕</p> <p>（西形議長） くじ引きにより議席が決まりましたので、御自分の名前の机上札と資料をお持ちになり、くじ棒に表示された番号の席に移動をお願いします。 〔全ての委員 議席に移動〕</p> <p>（西形議長） 再開いたします。 議席は、よろしいでしょうか。 それでは、ただ今御着席の番号を議席に指定いたします。</p>

<p>(4) 議事録署名委員の指名 (西形議長)</p>	<p>次に、議事（４）「議事録署名委員の指名」でございますが、議席番号１番・富田優委員、議席番号２番・小泉孝行委員の両名を指名します。 よろしくお願いいたします。</p>
<p>(5) 会長職務代理者の互選 (西形議長)</p>	<p>次に、議事（５）「会長職務代理者の互選」でございます。 会長職務代理者の人数は、慣例により、地区ごとに１名の計３名となっております。</p>
<p>(西形議長)</p>	<p>互選の方法ですが、「単記無記名投票」と「指名推選」のどちらの方法とするか、お諮りいたします。</p>
<p>(西形議長)</p>	<p>「指名推選」と言う人あり</p>
<p>(西形議長)</p>	<p>「指名推選」との声がございましたが、これに御異議ございませんか。</p>
<p>(西形議長)</p>	<p>「異議なし」と言う人あり</p>
<p>(西形議長)</p>	<p>異議なしとの声がございましたので、会長職務代理者の互選につきましては、「指名推選」と決定いたします。</p>
<p>(西形議長)</p>	<p>それでは、第１地区より被指名人の推選をお願いいたします。</p>
<p>(西形議長)</p>	<p>「西澤初男委員」と言う人あり</p>
<p>(西形議長)</p>	<p>西澤初男委員との声がございましたが、御異議ございませんか。</p>
<p>(西形議長)</p>	<p>「異議なし」と言う人あり</p>
<p>(西形議長)</p>	<p>異議なしとの声がございましたので、西澤委員を、第１地区の会長職務代理者とするものと決定いたします。</p>
<p>(西形議長)</p>	<p>それでは、第２地区より被指名人の推選をお願いいたします。</p>
<p>(西形議長)</p>	<p>「浅子幹夫委員」と言う人あり</p>
<p>(西形議長)</p>	<p>浅子幹夫委員との声がございましたが、御異議ございませんか。</p>
<p>(西形議長)</p>	<p>「異議なし」と言う人あり</p>
<p>(西形議長)</p>	<p>異議なしとの声がございましたので、浅子委員を、第２地区の会長職務代理者とするものと決定いたします。</p>
<p>(西形議長)</p>	<p>それでは、第３地区より被指名人の推選をお願いいたします。</p>
<p>(西形議長)</p>	<p>「本田敏一委員」と言う人あり</p>
<p>(西形議長)</p>	<p>本田敏一委員との声がございましたが、御異議ございませんか。</p>
<p>(西形議長)</p>	<p>「異議なし」と言う人あり</p>
<p>(西形議長)</p>	<p>異議なしとの声がございましたので、本田委員を、第２地区の会長職務代理者とするものと決定いたします。</p>
<p>(西形議長)</p>	<p>なお、会長職務代理者は「さいたま市農業委員会地区審議会運営規程」第５条第２項により、当該地区の地区審議会長となります。</p>
<p>(6) 月例総会議長の指名 (西形議長)</p>	<p>次に、議事（６）「月例総会議長の指名」でございます。 月例総会の議長につきましては、「さいたま市農業委員会会議規則」第４条第２項により、会長職務代理者のうちから会長が指名することとなっておりますが、慣例により、第１地区から第３地区の会長職務代理者に１年間ずつお願いしているところです。</p>
<p>(西形議長)</p>	<p>したがいまして、令和５年５月から令和６年４月まで、第１地区の会長職務代理者であります西澤委員を、令和６年５月から令和７年４月まで、第２地区の会長職務代理者であります浅子委員を、令和７年５月から令和８年４月まで、第３地区の会長職務代理者であります本田委員を、月例総会議長に指名します。</p>
<p>(7) 本定期総会議長の指名 (西形議長) (事務局)</p>	<p>議事（７）「本定期総会の議長の指名」について、事務局から御説明をお願いします。 議事（７）「本定期総会の議長の指名」について、事務局から御説明いたしま</p>

	<p>す。</p> <p>本日は、議会臨時会が開かれることとなっており、恐れ入りますが会長には、この後、議会に御出席いただく必要がございます。</p> <p>つきましては、会長に代わりまして本定期総会の議長をお務めいただく方を、会長職務代理者の中より、会長から御指名いただきたいと存じます。</p> <p>ただ今、事務局から説明がございましたので、私から、本定期総会の議長を指名させていただきます。</p> <p>先ほどの議事（６）「月例総会議長の指名」において、令和５年５月から令和６年４月までの月例総会議長につきましては、第１地区の会長職務代理者であります西澤初男委員を指名させていただきました。</p> <p>これに準じて、本定期総会の議長として、西澤委員を指名いたします。</p> <p>〔西澤会長職務代理者、自席より議長席へ〕</p>
(西形議長)	<p>これをもちまして、議長の任を解かせていただき、西澤委員に議長を引き継ぎます。ありがとうございました。西澤委員、よろしく願いいたします。</p> <p>〔西形会長 退席〕</p>
(西澤議長)	<p>御指名により、ただ今から議長を務めさせていただきます、西澤でございます。</p> <p>委員の皆様には、本定期総会が引き続きスムーズに進行できますよう御協力をお願い申し上げます。</p>
(8) 広報委員の選出 (西澤議長)	<p>それでは次の議事にまいります。議事（８）「広報委員の選出」でございます。</p> <p>「さいたま市農業委員会広報委員会運営規程」第３条第１号により、農業委員から３名を選出することとなっておりますが、慣例により各地区１名としているところです。</p> <p>それでは、第１地区より委員の選出をお願いいたします。</p> <p>〔「清水友清委員」と言う人あり〕</p> <p>(西澤議長) 次に、第２地区より委員の選出をお願いいたします。</p> <p>〔「榎本浩樹委員」と言う人あり〕</p> <p>(西澤議長) 次に、第３地区より委員の選出をお願いいたします。</p> <p>〔「関根光一委員」と言う人あり〕</p> <p>(西澤議長) 清水友清委員、榎本委員、関根委員の選出がありましたが、御異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と言う人あり〕</p> <p>(西澤議長) 異議なしとの声がございましたので、清水友清委員、榎本委員、関根委員を、広報委員とすることと決定いたします。</p>
(9) 研修委員の選出 (西澤議長)	<p>次に、議事（９）「研修委員の選出」でございます。</p> <p>「さいたま市農業委員会研修委員会運営規程」第３条第１号により、農業委員から３名を選出することとなっておりますが、広報委員と同様に、慣例により各地区１名としているところです。</p> <p>それでは、第１地区より委員の選出をお願いいたします。</p> <p>〔「中村隆治委員」と言う人あり〕</p> <p>(西澤議長) 次に、第２地区より委員の選出をお願いいたします。</p> <p>〔「横山敏夫委員」と言う人あり〕</p> <p>(西澤議長) 次に、第３地区より委員の選出をお願いいたします。</p> <p>〔「小泉孝行委員」と言う人あり〕</p> <p>(西澤議長) 中村委員、横山委員、小泉委員の選出がありましたが、御異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と言う人あり〕</p>

<p>(西澤議長)</p>	<p>異議なしとの声がございましたので、中村委員、横山委員、小泉委員を、研修委員とすることと決定いたします。</p>
<p>(10) 農業委員の担当区域 (西澤議長)</p>	<p>次に、議事（10）「農業委員の担当区域」でございます。 定期総会資料の3ページ及び4ページをご覧ください。本来、農業委員に担当区域制を敷くことは必須とはされておりませんが、本市農業委員会では、慣例により、担当区域を設けることで円滑で効率的な業務遂行が図られると判断し、農地利用最適化推進委員の区域を基調に、農業委員の担当区域（案）を定めているものです。 なお、角谷史織委員につきましては、農業委員会等に関する法律第8条第6項の規定による「利害関係を有しない委員」に該当するため、担当区域は定めておりませんので御承知おきください。 農業委員の担当区域につきましては、お手元の資料のとおりでよろしいでしょうか。</p>
<p>(西澤議長)</p>	<p>〔「異議なし」と言う人あり〕 異議なしとの声がありましたので、（案）をお取りいただきまして、このとおり担当区域を決定いたします。よろしく願いいたします。</p> <p>以上をもって、本日の議事は、全て終了いたしました。 ここで、暫時休憩します。 休憩中に、先ほど選出されました広報委員及び研修委員で、それぞれ互選により広報委員長及び研修委員長を決定していただきますので、小ホールへ移動いただき協議をお願いします。 〔広報委員及び研修委員 別室で協議〕</p>
<p>8 諸 報 告 (西澤議長)</p>	<p>再開します。 広報委員長及び研修委員長につきまして、報告いたします。 広報委員長は清水友清委員、研修委員長は小泉孝行委員でございます。 以上、御報告申し上げます。</p> <p>以上をもちまして、本日の定期総会の日程は全て終了いたしました。</p>
<p>9 閉 会</p>	<p>浅子会長職務代理者より閉会を宣言。</p>